

グリーン・DXプラズマコンソーシアム

(CGDP ; Consortium for Green DX Plasma) 規約

2022年 6月21日

2022年11月11日改正

2023年10月5日改正

世話人会承認

理念

プラズマプロセスにDXを適用することで、サステナブルな社会の実現に向けて、カーボンニュートラル、水素社会、SDG'sの実現を推進し、産業の発展に貢献します。

プラズマによる未来技術の創製とイノベーションを起こすための知識と知恵を提供します。多様な専門分野の講師の方の講演やセミナーによりアカデミアとインダストリー、また複数のインダストリー間の相互のコミュニケーションを図る場を提供すると共に、実演や演習を通じた実践教育を実施します。本コンソーシアムにおいて、グリーン・DX時代の新しいビジネスチャンスを見出して頂く事を目指します。

第1章 総則

(名称)

第1条 コンソーシアムの名称は「グリーン・DXプラズマコンソーシアム (以下「本コンソーシアム」という。)」とする。

(設立日)

第2条 本コンソーシアムの設立日を以下のとおりとする。

2022年6月21日

(所在地)

第3条 本コンソーシアムの所在地を下記とする。

名古屋市千種区不老町1

国立大学法人東海国立大学機構 名古屋大学 低温プラズマ科学研究センター

(目的)

第4条 本コンソーシアムは、プラズマプロセスに DX を適用することで、サステナブルな社会の実現に向けて、カーボンニュートラル、水素社会、SDG's の実現を推進し、産業の発展に貢献することを目的とする。

(活動)

第5条 本コンソーシアムは、本コンソーシアムの目的を達成するため、次の各号の活動を行う。

- (1) 講演会、セミナー等の開催
- (2) 教育に関する活動
- (3) コンサルタント活動や法人と研究者のコミュニケーションの場の提供
- (4) 研究プロジェクトの活動
- (5) その他、本コンソーシアムの目的を達成するための活動

第2章 会員

(会員)

第6条 コンソーシアムの目的及び活動設立趣旨 (→別紙参照方*) に賛同する法人または個人とする。

2 会員は、独禁法その他関連法令を遵守することは素より、各々の所属する団体の規定に則って倫理的にコンソーシアムの活動を進める事。

(入会)

第7条 本コンソーシアムの会員になろうとする場合は、本コンソーシアムのプレジデントの承認を得て会員になることができる。

(会費)

第8条 本コンソーシアムの会費は別途定める。

(退会)

第9条 本コンソーシアムから退会しようとする者は、本コンソーシアムのプレジデントに書面で申し出て承認を得ることとする。

2 本規約を遵守しないとき又は本会員にふさわしくないと世話人会で判断された場合、プレジデントは当該会員を退会させることが出来る。

第3章 組織

(世話人会及び総会)

第10条 本コンソーシアムを運営するため、世話人会及び総会を置き、世話人会において役員を選任、予算・決算等の承認、及び運営の重要事項について審議する。

プレジデント 1名

バイスプレジデント 1名

事務局長 1名

- 2 プレジデントが本コンソーシアムを代表し、コンソーシアムの会務を総括する。
- 3 事務局長が本コンソーシアムの収支を管理する。
- 4 世話人会の議決は、出席者の過半数を持って決する。
- 5 総会は、必要に応じて随時開催する。

第4章 その他

(知的財産権の取扱い)

第11条 本コンソーシアムにおける知的財産権の取扱いについては、必要に応じて別に定める。

(秘密保持)

第12条 本コンソーシアムの活動において開示または提供される情報の秘密保持については、必要に応じて別に定める。

(その他)

第13条 本規約の改廃は、世話人会の議を経て決定する。

- 2 本規約に定めのない事項又は本規約に関する疑義を生じたときは、世話人会において協議し、決定する。

世話人：宮下直人、服部圭、小田修、大野哲靖、堀勝、豊田浩孝、中塚理、石川健治、田中宏昌、近藤博基、鈴木陽香、橋爪博司、堤隆嘉、服部昌祐

事務局：武田万里恵、井土晴子

連絡先：cgdp@plasma.engg.nagoya-u.ac.jp